七　第一項第八号に規定する施設（廃棄物の最終処分場を除く。）の処理工程図及び直前三年間の処理実績

八　（略）

九　分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、当該分析試験の概要

十　分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあつては、当該産業廃棄物の量が分析試験を行うために必要な最小限度の量であることを示す書類

十一　（略）

4　（略）

5　分析試験の用に供する産業廃棄物（その重量が二十五キログラム以下であるもの（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）に限る。）を輸出しようとする者は、第一項各号（同項第八号に掲げる事項のうち、処分を行うための施設の処理能力、処理方式並びに構造及び設備の概要に係るものを除く。）に掲げる事項を記載した様式第三十一号の二による届出書及び第三項各号（同項第四号、第五号（第一項第六号に規定する運搬施設に係るものに限る。）、第六号及び第八号を除く。）に掲げる書類を環境大臣に提出することができる。

6　産業廃棄物（輸入された廃棄物であつて仮に陸揚げされたものに限る。）を当該輸入の相手国に返還するために輸出しようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第三十一の三による届出書を環境大臣に提出することができる。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　当該産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状

三　当該産業廃棄物の数量（当該廃棄物に石綿含有廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その数量を含む。）

四　運搬施設の種類及び運搬経路

五　当該産業廃棄物が仮に陸揚げされた年月日及び輸出予定年月

六　当該産業廃棄物の返還を行う理由及び輸出の相手国における当該産業廃棄物の輸入者との返還に係る調整状況の概要

（報告）

第十二条の十二の二十六　（略）

2　（略）

3　産業廃棄物を輸出しようとする者（次条第一号から第四号までに掲げる者を除く。）及び環境大臣の確認を受けて産業廃棄物を輸出した者は、当該輸出に係る施設において破損その他の事故が発生し、当該輸出に係る産業廃棄物又はこれらの処理に伴つて生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあることを確認した場合には、直ちに、引き続くその支障の除去又は発生の防止のための応急の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を環境大臣に報告しなければならない。

（産業廃棄物の輸出の確認を要しない者）

第十二条の十二の二十七　法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～四　（略）

七　第一項第八号に規定する施設（廃棄物の最終処分場を除く。）の処理工程図

八　（略）

（新設）

九　（略）

4　（略）

（新設）

（新設）

（報告）

第十二条の十二の二十六　（略）

2　（略）

（新設）

（産業廃棄物の輸出の確認を要しない者）

第十二条の十二の二十七　法第十五条の四の七第一項において準用する法第十条第二項第二号の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～四　（略）